

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務 基礎項目評価書【令和7年6月12日終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

あさぎり町は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

あさぎり町長

公表日

令和7年1月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務
②事務の概要	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。</p> <p>公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1)物価高騰の負担が大きい低所得世帯の負担軽減を図るため、令和5年度市町村民税均等割非課税世帯又は令和5年1月以降の家計急変世帯に価格高騰に伴う低所得世帯支援給付金を支給する。</p> <p>(2)令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対策支援給付金(10万円給付)及び令和5年度低所得者の子育て世帯への加算に関する事務(児童1人5万円加算)</p> <p>町は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、対象世帯に対して給付金を支給する事務を行う。</p> <p>(3)令和6年度新たな住民税非課税世帯に対する物価高騰対策支援給付金、令和6年度新たな住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対策支援給付金(10万円給付)及び令和6年度低所得者の子育て世帯への加算(児童1人5万円加算)に関する事務</p> <p>町は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、令和6年度新たな住民税非課税世帯等に対して給付金を支給する事務を行う。</p> <p>(4)令和6年度住民税非課税世帯に対する物価高騰対策給付金(3万円給付)及び同世帯の対象となる児童への加算(児童1人2万円給付)に関する事務</p> <p>町は、物価高騰対応重点支援交付金事業(物価高騰対策給付金)を活用し、令和6年度住民税非課税世帯に対して給付金を支給する事務を行う。</p>
③システムの名称	臨時給付金システム、宛名管理システム、住民税システム
2. 特定個人情報ファイル名	
非課税世帯等に対する臨時特別給付金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一第101項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第74条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8項、別表第二第121項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	あさぎり町役場 生活福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	

請求先	あさぎり町役場 生活福祉課 熊本県球磨郡あさぎり町免田東1199番地 0966-45-7214
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	あさぎり町役場 生活福祉課 熊本県球磨郡あさぎり町免田東1199番地 0966-45-7214
9. 規則第9条第2項の適用 <input type="checkbox"/> 適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月13日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月13日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む書類や電子媒体は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。	

9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる職員を限定しており、使用履歴についてもシステム的に管理されている。これらの対策を講じていることから、情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月5日	公表日	2023/12/1	2024/3/5	事前	当該給付金の申請期限(令和6年3月29日)までに提出
令和6年3月5日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	物価高騰の負担が大きい低所得世帯の負担軽減を図るため、令和5年度市町村民税均等割非課税世帯又は令和5年1月以降の家計急変世帯に価格高騰に伴う低所得世帯支援給付金を支給する。	物価高騰の負担が大きい低所得世帯の負担軽減を図るため、令和5年度市町村民税均等割非課税世帯又は令和5年1月以降の家計急変世帯に価格高騰に伴う低所得世帯支援給付金を支給する。	事前	当該給付金の申請期限(令和6年3月29日)までに提出
令和6年7月8日	公表日	2024/3/5	2024/7/8	事後	当該給付金の申請期限(令和6年5月31日)後に提出
令和6年7月8日	評価書名	価格高騰に伴う低所得世帯支援事業の実施に関する事務 基礎項目評価書	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務 基礎項目評価書	事後	当該給付金の申請期限(令和6年5月31日)後に提出
令和6年7月8日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	住民税非課税世帯等に対する価格高騰に伴う低所得世帯支援事業の実施に関する事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務	事後	当該給付金の申請期限(令和6年5月31日)後に提出
令和6年7月8日	事務の名称	価格高騰に伴う低所得世帯支援事業の実施に関する事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務	事後	当該給付金の申請期限(令和6年5月31日)後に提出
令和6年7月8日	事務の概要	物価高騰の負担が大きい低所得世帯の負担軽減を図るため、令和5年度市町村民税均等割非課税世帯又は令和5年1月以降の家計急変世帯に価格高騰に伴う低所得世帯支援給付金を支給する。	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。	事後	当該給付金の申請期限(令和6年5月31日)後に提出
令和6年7月8日	法令上の根拠	番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第73条	番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第74条	事後	当該給付金の申請期限(令和6年5月31日)後に提出
令和6年7月8日	事務の概要	-	(3)令和6年度新たな住民税非課税世帯に対する物価高騰対策支援給付金、令和6年度新たな住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対策支援給付金(10万円給付)及び令和6年度低所得者の子育て世帯への加算に関する事務(児童1人5万円加算)に関する事務 町は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、令和6年度新たな住民税非課税世帯等に対して給付金を支給する事務を行う。	事前	当該給付金の申請期限(令和6年10月31日)までに提出
令和7年1月31日	公表日	2024/7/8	2025/1/31	事前	当該給付金の申請期限(令和7年5月30日)までに提出
令和7年1月31日	事務の概要	-	(4)令和6年度住民税非課税世帯に対する物価高騰対策給付金(3万円給付)及び同世帯の対象となる児童への加算(児童1人2万円給付)に関する事務 町は、物価高騰対応重点支援交付金事業(物価高騰対策給付金)を活用し、令和6年度住民税非課税世帯に対して給付金を支給する事務	事前	当該給付金の申請期限(令和7年5月30日)までに提出
令和7年1月31日	6. 他の評価実施機関	-	-	事前	当該給付金の申請期限(令和7年5月30日)までに提出
令和7年1月31日	1. 対象人数 いつの時点の計数か	-	令和6年12月13日時点	事前	当該給付金の申請期限(令和7年5月30日)までに提出
令和7年1月31日	2. 取扱者数 いつの時点の計数か	-	令和6年12月13日時点	事前	当該給付金の申請期限(令和7年5月30日)までに提出
令和7年1月31日	8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	-	情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う際には、同姓同名等による取り違えを防ぐため、4情報	事前	当該給付金の申請期限(令和7年5月30日)までに提出
令和7年1月31日	11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	-	6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策	事前	当該給付金の申請期限(令和7年5月30日)までに提出
令和7年1月31日	11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	-	十分である	事前	当該給付金の申請期限(令和7年5月30日)までに提出
令和7年1月31日	11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	-	情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる職員を限定しており、使用履歴についてもシステムの的に管理されている。これらの対策を講じていることから、情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	当該給付金の申請期限(令和7年5月30日)までに提出